

『文化財建造物保存修理研究会誌』調査研究論文

募 集 規 則

1. 調査研究論文の内容

1) 調査研究論文の対象は、文化財建造物の調査およびその保存や修理に関する諸活動全般とする。具体的には、文化財保存の理念、保存技術、建築技法、調査法、調査や修理により判明した事実、保存修理の実務（注）のほか、活用・維持管理、耐震調査・構造設計などとする。

（注）1. 「保存修理の実務」とは、工法、材料、仕様、法的処置、設計図書、契約手続、保存修理工事報告書、事業の運営等とする。

2. 保存修理工事の遂行過程において得られた技術的課題に対する論考を含む。

2) 文化財建造物の保存修理に関する学術・技術・芸術についての研究論文などとし、未発表のものであること。ただし、次に掲げるものについては、未発表のものともみなす。

- ① 本研究会の研究集会で発表したもの。
- ② シンポジウム、研究発表会、国際会議等で梗概又は資料として発表したもの。
- ③ 執筆者が所属する大学の紀要、研究所機関の研究所等で部内発表したもの。
- ④ 公益財団法人文化財建造物保存技術協会主催の研修会等で発表したもの。

3) 調査研究論文は、次のいずれかのカテゴリーに該当するものとし、著者が投稿時にカテゴリーを申告するものとする。

カテゴリーⅠ 個別の保存修理を通じて得られた具体的な知見や新技術等に関する報告、論考などで実証的な調査研究

カテゴリーⅡ カテゴリーⅠ以外の保存修理に関する諸活動を対象とする独創性のある理論的かつ実証的な調査研究

4) 連続して数編応募する予定の場合でも、各編はそれぞれ完結したものであること。この場合の表題は主題を適切にあらわした表題とし、総主題をサブタイトルとする。

2. 応募資格

文化財建造物保存修理研究会（以下「本研究会」という。）の会員であること。

（連名での応募も可とするが、ファーストオーサーは本研究会の会員であること。）

3. 提出期限

随時受付。

- ① 毎年度12月末までに採用の決定が行われた原稿については、当該年度に発行する会誌に掲載する。（当該年度の発行に係る会誌への掲載を希望する場合は、

できるだけ当該年度の10月末日までに本会に到着させること。)

- ② ただし、上記採用の決定が行われた原稿であっても、内容の訂正などを指示された原稿の改定原稿が翌年1月末までに返送されないものについては、翌年度以降の会誌に掲載することとする。

4. 提出先

〒116-0013

東京都荒川区西日暮里2-17-10 アクセスクヤビル6F

文化財建造物保存修理研究会 研究会誌編集委員会

(「研究会誌応募論文在中」の旨を封筒に朱書すること)

[問合せ先] 電話 03-6806-8975 ファックス 03-6806-8976

5. 原稿

- 1) 論文は図版・図表を含め、日本語の場合は6ページ以上24ページ以内、欧文の場合は3,000語以上、12,000語以内のもので、完結したものとする。
- 2) 注記は一連の番号を付し、原稿の文末にまとめること。
- 3) 版下又はレイアウトなどの原稿投稿の形態及び執筆の詳細については、別紙「執筆要領」による。カラー印刷による図版掲載を希望する場合は、編集委員会がカラー図版掲載の妥当性を判断する。
- 4) 原稿はWord及びpdfでのデータ入稿とし、各データを提出する。また、採用決定後、最終原稿のWord及びpdfの各データ並びにA4用紙にプリントアウトしたものを1部提出する。
- 5) 論文によっては編集委員会が欧文要旨を求める場合がある。
- 6) 論文の提出に際しては、「1. 調査研究論文の内容」の3)に規定するいずれかのカテゴリーをあらかじめ明示する。

6. 原稿受理

原稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。ただし、内容の訂正などを指示した原稿で2ヶ月以内に改定原稿が返送されない場合は、最初の受理日は無効とし、訂正稿が本会に到着した日を原稿受理日とする。

なお、この募集規定に反した投稿原稿は受理しない。

7. 審査

送付された論文は、編集委員会の指名を受けた査読者の査読を経た上で採否を決定する。

判断基準となる執筆上注意すべき項目は以下のとおりである。

- A. 一般的内容 A-1 方法の独創性、A-2 結果の独創性、A-3 結果の意義
- B. 具体的内容 B-1 論旨の明確・妥当性、資料の信頼性、調査の方法の妥当性
 B-2 既往関連研究との対応、B-3 論拠の妥当性
- C. 表現形式 C-1 表題の適切さ、C-2 説明の適切さ、C-3 用語の適切さ、
 C-4 文献引用の適切さ、C-5 商業主義などへの中立性。

8. 採 用

- 1) 審査結果に基づいて採用となった場合は、審査委員会の指示により PDF による最終的な原稿を提出する。
- 2) 採用が決定された論文は、『文化財建造物保存修理研究会誌』に順次無料で掲載される。ただし、別刷を希望するものに対してはこれを有料で頒布する。

9. 再 審 査

審査の結果、「再審査」と判定された場合は、修正された原稿について改めて審査を行う。なお、再審査にあたっては、審査内容に応えるために必要な範囲で、前記5の規定で定める原稿の分量を超過することを認める。

10. 不 採 用

審査の結果が「不採用」の場合には、編集委員会から連絡を行う。なお、その「不採用」の理由に対して、論文提出者が明らかに不当と考えた場合には、その理由を明記して、編集委員会あてに意義申立てをすることができる。

11. 連続する応募の取扱い

連続した数編を応募する場合には、先の編の審査が終了しなければ、後編を受け付けない。

12. 討 論

掲載論文に対して誌上討論を申し込む会員は、対象論文名を頭書し、質疑を原稿の形で簡潔に書き、編集委員会あてに送付する。

誌上討論の採否ならびにその取扱いは、編集委員会が行なう。

13. 著 作 権

掲載論文の著作権は著者が保持するものとし、本研究会はその活動に必要な限りにおいてその論文を使用することができることとする。